#### 町長コラム

## 清のひとこと 大島清 懐かしき小麦まんじゅう



私がまだ小中学生でしたの で、昭和30年代のころであっ たかと思います。当時の伊奈 村ではほとんどの農家で小麦

を作っており、村内には小麦畑がたくさんあり ました。6月になりますと、薫風にそよぐ小麦 の穂が言葉のとおり小麦色に染まる様子が、村 内のあちこちに見られました。小麦農家にとっ てこの時期はまさに農繁期でありました。

我が家でも、兄弟そろって小麦刈りの手伝い をしていました。収穫した小麦は脱穀し、粉に します。この新粉は、しっとりとしており、肌 触りがとても良いものでした。そして、母から教 わった秘伝の作り方で小麦粉、水、少々の砂糖、 ふくらし粉で練り、蒸籠でふかして「小麦まん

じゅう」の出来上がりです。

大きさもまちまちであったかと思います。あ んこなどの特別な味付けもなく、極めてシンプ ルな小麦粉だけのまんじゅうでしたが、子ども 心にとてもおいしく感じたことを、つい昨日の ことのように覚えています。今日のように、お いしいお菓子がたくさんある時代ではありませ んでしたので、特においしいと感じたのでしょ

このまんじゅう作りは、毎年7月1日になる と必ずやってくる、幼少期の我が家の恒例行事 の一つでありました。そして、7月といいます と私は、今は懐かしき「小麦まんじゅう」を思 い出します。

## 上尾・伊奈広域ごみ処理事業について

伊奈町クリーンセンターは稼働開始から30年以上経過し、老朽化しているため、平成30年度に「上尾市伊 奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、新施設の検討を進めています。

このたび、令和15年度の新施設稼働に向けて、上尾市と一部事務組合を設立し、事業を進めることとなり ました。

※一部事務組合とは…自治体の事務の一部を共同して処理するため、協議により規約を定めて設ける特別地 方公共団体。し尿処理を実施している「上尾、桶川、伊奈衛生組合」など。

新たなごみの分別収集体制の周知および実施スケジュール						
大項目	小項目	令和5年		令和10年	令和15年	
プラスチック 使用製品を 分けるなど 新たなごみの 出し方の お知らせ	分別区分・排出方法の決定					
	住民説明会等でのお知らせ					
	広報やチラシ等によるお知らせ					
	新たなごみの出し方についての 試験的実施				本格的実施	
	新たなごみの出し方についての 本格的実施					
ごみ処理施設 の建設	計画・調査等				供用 開始	
	建設工事				<b>→</b>	

※本事業工程は、事業の進捗や社会情勢等により、変動することがあります。

#### 周 環境対策課例2251

# 介護保険負担限度額認定に



### 間 いきいき長寿課例2123

施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費を軽減する制度です。下表の条件 に該当する方は、負担限度額認定の対象となります。認定を受けるには申請が必要です。 ※令和3年度の限度額認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

利用者			預貯金など※2	居住費(滞在費)※1日あたり				食費
負担 段階	所得の状況※1		の資産の状況	従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等		単身: 1,000万円以下	490円	ОΠІ	820円	490⊞	300円
'	世	老齢福祉年金受給者の方	夫婦: 2,000万円以下	(320円)	0円	020円	490円	300[]
2	世帯全員が	前年の合計所得金額+年金収入 額80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入 額80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-2	非課税	前年の合計所得金額+年金収入 額120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

- )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ] 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ・区分の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入に含みます。
- ※1 住民票上、世帯が異なる配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対 象外) の所得も判断材料とします。
- 預貯金などに含まれるもの…資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。 **※** 2

# 付をお願いします

第1号被保険者(65歳以上)の方で、特別 徴収(年金からの天引き)の方には、介護保 険料特別徴収開始通知書を、普通徴収(特別 徴収以外)の方には、令和4年度分の納入通 知書または□座振替通知書を、7月中旬まで にそれぞれ郵送します。詳しくは、通知書に 同封したお知らせをご覧ください。

今年7月以降に転入された65歳以上の方に は、転入月またはその翌月に納入通知書を送 付します。

今年7月以降に満65歳になる方には、満65 歳到達月(生まれた日の前日の属する月)ま たはその翌月に納入通知書を送付します。

間 いきいき長寿課例2123



対象となる居宅サービス(介護予防を含む)の利用料自 己負担額の一部を軽減します。

🕅 住民税非課税世帯に属する方(世帯分離している配偶 者が課税されている場合は対象外)、預貯金などが単身で 1,000万円以下または夫婦で2,000万円以下の方

※令和3年度の軽減認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

### ■ 軽減を受ける場合は助成申請が必要です

介護サービス利用後、サービス利用料の自己負担額軽減 費を受け取るためには、助成申請が必要です。軽減認定を 受けている方は、介護サービスをご利用後、忘れずに助成 申請をしてください。

いきいき長寿課例2123

## シニア向けスマホ教室を開催します

いきいき長寿課例2126

スマートフォン操作に不安がある方を対象に、基礎から応用まで、わかりやすく講義します。

①②役場3階第1会議室

③④役場3階第3会議室 町内在住の65歳以上の方

**屆** 各12名程度

※申込多数の場合抽選。

🐻 自身のスマートフォン、筆記用具

7月5日(火)10時~15日(金)17時に、

いきいき長寿課窓口または電話 ※①~④の受講したい回にお申し込み ください。

	E	3 時	内 容		
8月8日(月)	1	9 時40分~12時	電源の入れ方、入力ボタンの操作 方法、電話のかけ方、カメラの使 い方		
	2	13時40分~14時40分	インターネットの使い方		
8月10日(水)	3	9時40分~12時	LINE基礎編、LINE応用編		
0710000	4	13時40分~14時40分	地図アプリの使い方		

※①③は途中休憩あり。